

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

2022 年 1 月 31 日に取扱いを終了した当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内の申出をお願いいたします。

記

◆払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社極楽湯

◆払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

furoca

◆払戻しの申出期間

2022 年 3 月 1 日から 2022 年 4 月 30 日まで

※店舗営業時間内のみ申出可能となります。

(営業時間)

RAKU SPA 鶴見	：日～木（祝前日を除く）・祝	午前 10 時～翌日午前 2 時
	：金・土・祝前日	午前 10 時～翌日午前 8 時
極楽湯水戸店	：平日	午前 9 時～翌日午前 1 時
	：土・日・祝	午前 6 時～翌日午前 1 時

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

◆申出・払戻しの方法

RAKU SPA 鶴見及び極楽湯水戸店のフロントまで furoca をご持参ください。

furoca の登録情報にてご本人様確認を行った後にその場で現金で払戻しいたしますので上記申出期間内にお手続きをお願いいたします。

◆払戻しに関する問い合わせ先

〒102-0083

住所：東京都千代田区麴町 2-4 麴町鶴屋八幡ビル 6 階

担当：furoca 払戻し担当

電話：03-5275-0580（受付時間：平日午前 10 時～午後 6 時）

<https://www.gokurakuyu.ne.jp/index.html>

株式会社極楽湯
2022 年 3 月 1 日